

祝長寿 いつまでもお達者で 「皆さんののおかげで・・・」



須台宇吉郎さん

数え年で白寿の須台宇吉郎さんに賞詞と長寿祝金が贈られ、「皆さんののおかげで百歳まで生きることができました。」と元氣な声で答えました。

宇吉郎さんは、明治三十六年九月二十日、荷上場下町で生まれました。若い頃は、にしんを港から馬車で運ぶ仕事や東京へ出稼ぎを経て営林署の作業員、農業などの仕事に従事しました。働くことが趣味で、引退後は籠編みをして人にあげるのを楽しみとしていました。現在は特養「よねしろ」に入所しています。

家族のお話より
あまりしゃべらなくおとなしいが「きかね」かった。酒は飲まず、力があつたので力仕事をよく頼まれてやっています。



フレッシュ町職員 今春採用されました。



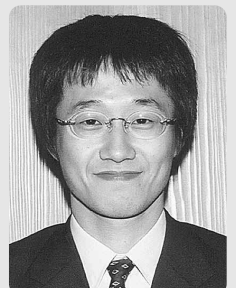
松岡純子
総務課
(薄井)

新規採用職員として総務課に配属されました。役場の仕事は全てが新鮮で、勉強と反省の毎日です。今を大切に努力していきたいと思っています。



山谷由有子
福祉保健課
(飛根)

新規採用の山谷由有子です。まだまだ自分の町について知らない事も多いですが、地域の人に愛される職員となれるようがんばりたいと思います。



穴山和照
21創造課
(種)

しばらく秋田市で生活していたため、二ツ井の発展には驚いています。これからはこの発展を自分の手で進められるようがんばります。

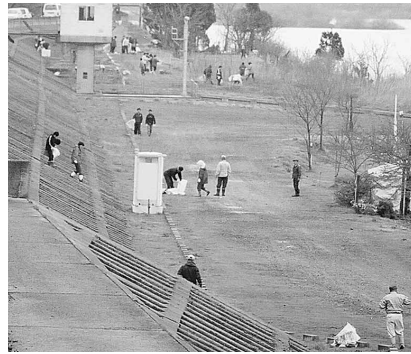


畑山久美子
町民課
(種)

毎日が緊張の連続ですが、少しでも早くたくさん仕事を覚えて、町民のみなさんのお役に立てるよう、一生懸命頑張ります。

ちょっと法律

ゴミの不法投棄・野焼きは法律で禁止されています。



銀杏橋より



種梅地区



国道七号線沿い(大林)



二ツ井地区の堤防

四月十四日、二ツ井町川と道の愛護会主催の二ツ井町ふるさとクリーンアップ大作戦が行われました。早朝から約千五百人もの町民が総出でゴミを拾い、いたるところにゴミがいっぱいに入った袋の山ができました。

例年の参加者数は約千二百人ですが、今回は多くの中学生の参加もあり、約千五百人

でした。集められたゴミは、燃えるゴミが約一・七トン、燃えない

いゴミとビン・カン・ペットボトルが合わせて約二・三トンを、中には、ドラム缶、タイヤ、家電製品、机、自転車などがありました。不法投棄は法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)で禁止されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律について

第十六条に「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」とあり、「第十六条の規程に違反して、一般廃棄物を捨てた者は一年以内懲役又は三百万円以下の罰金に処する」と罰則が規程されています。不法投棄は厳しく罰せられます。みんなで協力して自然環境を守りましょう。

町では五月から十月までの六カ月間の予定で不法投棄物の調査を行います。大型の電化製品などを発見された方は生活環境課までお知らせください。

連絡先

生活環境課環境係
(庁舎一階 番窓口)
73 5501

また、この法律の中に「何人も、次に掲げる場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。」とあり、「ゴミの焼却は

一部の例外を除いてすべての人を対象に禁止されています。焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却とは、次のとおりです。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

右の一〜五以外で野外焼却を行った人は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に科せられます。

「軽微な焼却」とは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の、少量の焼却のことをいいます。近所付き合いを考えると迷惑に思つても苦情を言えない場合もあるので、「軽微な焼却」もしないよう心掛けてはいかがでしょうか。